

# 2025年度の事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人happiness

## 1 事業実施の方針

### 子ども支援活動及び教育事業

(1) 子ども支援の向上のため、固定ボランティアとの振り返り会やセーフガーディングの勉強会などを実施しながら子どもの安心できる居場所の質の向上に努める。ひとり親家庭の子どもたちへの支援を手厚くするため学習会の開催や土曜日に限定した子ども食堂の開催をスタートする。地域や団体との連携のもと子どもたちの体験機会の提供を増やし、多様な関わりと子どもたちの成功体験につなげる。

### 生活・居住支援事業

(2) 自立援助ホームやシェアハウスを必要としている孤立した若者へ向けたアウトリーチを継続する。受け入れ後は、自立に向けた伴走支援を提供しつつ、人との信頼関係が結べるような支援を実施する。そのために、スタッフは定期的に外部研修に参加することや、SVを受け、支援の質の向上を目指していく。ひとり親家庭や生活困窮者を対象にした取り組みにおいては専門家や外部団体の協力をもとに必要な社会資源に繋げていく。住宅確保要配慮者へは居住支援法人として住居探しだけでなく継続した関わりが持てるよう関係性を築き孤立解消を目指す。居住支援法人での連携先を開拓していく。

### 就労体験・職業訓練による就労支援事業

(3) 若者の就労を後押しできるような体験の場の提供と、まちライブラリーを活かし多世代交流が測れるようなイベントを企画、実施していく。多様な世代が交流できる居場所運営を目指す。

### コンサルティング事業

(4) 活動者が増えることを目指し発信しつつ、寄付者増加も視野に入れた広報計画を立て実施していく。寄付者への丁寧なコミュニケーションを実施し、社会課題について広く発信を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載<br>した事業) | 具体的な<br>事業内容   | (A)当該事業の実施予定日時<br>(B)当該事業の実施予定場所<br>(C)従事者の予定人数  | (D)受益対象者の範囲<br>(E)予定人数  |
|------------------------|--|--|---|
| 子ども支援<br>活動及び教<br>育事業  | ①子ども食堂・学習支<br>援・体験活動の提供<br>②ひとり親家庭を対象に<br>した子ども食堂・学習支<br>援・体験活動の提供<br>③ひとり親家庭への弁当<br>配布<br>④子どもチケットの管理<br>運営 | (A)①子ども食堂・学習支援/毎週月<br>曜・水曜日/17:00~20:00/遠足など<br>の行事(不定期開催)<br>②ひとり親家庭向けの食堂/毎週土曜<br>日/17:00~20:00<br>③毎週月曜日、水曜日<br>(B)①月曜・水曜・②土曜('and<br>happiness.') /体験活動場所(未定)<br>(C)①、③80名、②24名<br><br>(A)通年<br>(B)京都市<br>(C)1名 | (D)①南区とその周辺<br>に居住する小中学生<br>とその保護者<br>②ひとり親家庭の小<br>中学生とその保護者<br>(E)①延べ3,000名<br>②延べ240名<br>③9,600個<br><br>(D)京都市内の子ども<br>食堂を利用する小学<br>生から18歳までの子<br>ども<br>(E)400人 |
|                        |  |  |   |

|  |                  |                                     |                                      |
|--|------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|  | ⑤子ども支援活動に関する広報活動 | (A)通年<br>(B)SNSやHPなどオンライン上<br>(C)3名 | (D)子ども支援に関する活動に関心のある人たち<br>(E)5,000人 |
|--|------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|

|                    |                             |  |  |
|--------------------|-----------------------------|--|--|
| 生活・居住支援事業          | ①生活に必要な食料品や物品の提供            | (A)毎月第三土曜日<br>(B)京都市南区<br>(C)5名                | (D)ひとり親家庭など困窮状態にある世帯<br>(E)延べ300世帯     |
|                    | ②住宅確保要配慮者への生活・居住支援相談業務      | (A)通年<br>(B)京都市南区<br>(C)2名                     | (D)ひとり親世帯や生活保護受給者などの住宅確保要配慮者<br>(E)30名 |
|                    | ③自立援助ホーム、シェアハウスの運営          | (A)通年<br>(B)京都市南区<br>(C)5名                     | (D)保護者に頼ることができない義務教育終了後の女性<br>(E)20名   |
| 就労体験・職業訓練による就労支援事業 | ①and happiness.での就労体験の受け入れ  | (A)通年<br>(B)and happiness.<br>(C)5名            | (D)元引きこもり状態にあるなど課題を抱えた若者<br>(E)4名      |
|                    | ②まちライブラリーの運営                | (A)通年<br>(B)and happiness.<br>(C)5名            | (D)近隣に在住の方<br>(E)500名                  |
|                    | ③多世代交流を促すイベント等の企画運営         | (A)通年<br>(B)and happiness.<br>(C)5名            | (D)子どもから高齢者までの幅広い世代<br>(E)延べ500名       |
| コンサルティング事業         | ①子ども支援活動及び生活支援をする団体及び個人への研修 | (A)必要に応じて適時<br>(B)依頼場所に出張もしくは当団体の活動場所<br>(C)2名 | (D)京都府内の希望する団体、個人<br>(E)100名           |

(備考)

- 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。